

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき変更するものである。

- 1 森林吸収源対策を積極的に推進するために間伐による伐採総量を変更する。

【変更項目及び頁】

- 2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量…… 1
- (6) 伐採総量…… 1

(6) 伐採総量

(単位 : m³、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計	
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計			
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ	-	4,295 (59.61)	4,295				
	水 源 か ん 養 タ イ プ	スギ・カラマツ等	3,070	75,584	78,654			
		スギ・カラマツ長伐期	-	4,994	4,994			
		植栽型複層林	4,187	16,887	21,074			
		アカマツ	-	533	533			
		広葉樹択伐誘導	-	-	-			
		広葉樹択伐	1,412	-	1,412			
		ナラ等中小径木	-	-	-			
		天然更新型複層林誘導	2,010	9,957	11,967			
		その 他	-	-	-			
		施業群設定外	-	-	-			
	小 計	10,679	107,955 (1,363.50)	118,634				
	計	10,679	112,250 (1,423.11)	122,929				
森 林 と 人 と の 共 生 林	自 然 維 持 タ イ プ	-	343 (4.50)	343	54,396	183,176	-	
	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	-	5,508 (51.84)	5,508				
	計	-	5,851 (56.34)	5,851				
環 資 利 源 用 の 林 循	スギ・カラマツ等	-	197	197	28,022	94,762	-	
	植栽型複層林	-	18	18				
	広葉樹択伐	-	-	-				
	分 収 林	28,411	38,114	66,525				
	その 他	-	-	-				
	生産群設定外	-	-	-				
計	28,411	38,329 (293.74)	66,740					
合 計	39,090	156,430 (1,773.19)	195,520	82,418	277,938	-	277,938	
年 平 均	7,818	31,286 (354.64)	39,104	26,939	66,043	-	66,043	

注1 : () は、間伐面積である。

2 : 「年平均(残期間)」は、従前の年平均に今回の計画変更による伐採量の増減量を本計画の残期間で除したものを加えて算出した数量を計上した。